

食品安全委員会（第725回会合）議事概要

日 時:平成30年12月25日(火) 14:00~14:45

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 5名出席

傍聴者:報道 0名、行政機関 1名、一般 4名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
LU17257株を利用して生産されたフィターゼ

→農林水産省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・ 「フラメトピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「フルアジナム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田緑委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

- ・ 「家畜に使用するマクロライド系抗生物質に係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「クロルピクリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「一日摂取許容量 (ADI) を0.001 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.5 mg/kg 体重と設定する。

」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「pCHC株を利用して生産されたキチナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の第1章総則第3の「対象となる添加物及び目的」に定められている「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、同基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。